

松本市立清水小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 5 月策定

令和 7 年 8 月改訂

一 いじめ防止等のための対策の基本的な方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条により、清水小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

1 いじめの定義

この基本方針における「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものとする。（いじめ防止対策推進法第 2 条）

2 いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側の二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することから、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる。（生徒指導提要 p133 より）

3 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、「いじめはどの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

(1) いじめの未然防止

集団の中では、児童同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての児童を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・ 児童に「いじめは絶対許されない」ことの理解を促すとともに、児童の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・ 児童が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・ いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で児童の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」から情報を共有し、複数の目で判断し速やかに対応する。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることを大切にする。

(3) いじめの早期対応

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。(別紙 いじめ対応マニュアル参照)

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取組むことが欠かせない。日頃から児童に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で児童と多くの大人が接するよう取組を大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておく。

二 いじめの防止等のための取組

1 いじめの防止等の対策のための組織

校務分掌に「いじめ生徒指導等対策委員会(いじめ防止対策推進法第22条に基づく)」を設置し、「内部委員会」と「全体委員会」を置く。内部委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、その他校長の指名する教職員で構成する。それに加え、コミュニティスクール運営委員より2名、スクールカウンセラー、また必要に応じ、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する外部の方の参加を校長が委嘱し、全体委員会を構成する。

(1) 全体委員会開催の際には、全体委員会構成委員の出席をもとめ、アドバイスをいただく。その際、学校の実情に即して、「いじめ防止基本方針」が機能しているか評価していただく。

(2) 人権教育係、特別支援教育係との連絡・連携を密にする。

(3) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめの防止の取組については、運用マニュアルに沿って、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

2 いじめ防止等の取組

(1) いじめの未然防止

①児童が主体になった活動

〈互いを受容し、認め合う学級活動〉

- ・学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・学級目標に向かって児童が気持ちを一つにして取り組むことで、仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。
- ・清掃、給食、当番活動等の平常活動や行事を通して、互いのよさを認め合う場を設ける。

〈互いの違いを認め合う児童会等での活動〉

- ・友達との関わりで嬉しかったことや、感謝の気持ちを伝える掲示物を制作し、友だちのいいところ探しをする。
- ・異学年交流や地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったりできるようにする。

②教職員が主体になった活動

〈規律ある授業・成就感・達成感のある授業〉

- ・三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視しながら、達成感のある「わかる授業」のあり方を考え、確実な学習内容の定着と全ての子どもが活躍できる授業改善を心がける。
- ・「学校生活の約束」「毎日のやくそく」「校外生活について」等、生活や授業中のルールを明確にし、規律のある生活・学習環境づくりを行い、すべての児童が安心して生活できるようにする。
- ・子どものがんばりを褒め、励まし、認めることで自己肯定感を高めるための支援をする。

〈道徳教育の充実〉

- ・思いやり、友情、生命の尊重、正義、公正公平、よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・授業だけでなく日々の話の中に、他者意識をもった人間関係づくりについて発信する。小さなめごとにもじっくり対応することで、小さな言動も見逃さない姿勢を見せる。

〈人権教育の視点に立った授業〉

- ・人権教育の研究を推し進め、他者の思いに共感する授業、自尊感情を高める授業、かかわり合いや表現力が高まる授業づくりについて研究を進める。
- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。

③教職員の研修の視点から

- ・職員会議での児童理解のための情報共有、その他、年間を通して児童理解の研修を行う。
- ・日頃から複数体制で指導にあたるよう心がけ、必要に応じて対応についての研修を行う。
- ・学校保健委員会などの学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(2) いじめの早期発見

〈アンケート調査の活用〉

- ・ 2ヶ月ごとに、あるいは状況に応じて「松本市いじめアンケート」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、児童と相談を行ったりする。記名の有無や実施方法については、実情に応じて配慮する。

〈教育相談〉

- ・ 学校生活アンケートやいじめ実態調査実施後などに必要に応じて教育相談の時間をとり、児童が相談しやすい雰囲気づくりのための工夫をする。

〈児童生徒の観察〉

- ・ 教師が児童とともに過ごす時間を確保し、アンテナを高く保ちながら児童の表情を観察したり、声がけをしたりする。
必要な時は「清水小いじめ早期発見のためのチェックリスト」（別紙1）を活用し、態様が見られたときにはすぐに対応する。
- ・ 授業において、人間関係のトラブルが要因で友とのかかわりがもちにくい様子が見られたり、気持ちが学習に向かなかつたりする場面も見られることがある。授業中の児童の様子を丁寧に観察する。
- ・ 日記、保健室での会話など今まで当たり前に観察してきたことを、さらに意識的・積極的に活用する。

〈職員間の連絡〉

- ・ からかいやふざけでも関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有する等、いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめ不登校対策委員会」等と情報を共有し、指導の方向を適切に判断できるようにする。また、そのための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。
- ・ 職員会や教務学年主任会、学年会等で、児童に関わる情報を共有し、児童理解に努める。

〈保護者との連携〉

- ・ 保護者との個別懇談の際に児童の様子について情報を共有し合い、個別の状況把握に努める。
- ・ 校内相談窓口（校長室、保健室）を設け児童や保護者に周知する。
- ・ 児童について気になることがあった場合には、遠慮せずに学校に相談するよう、「学校・学年・学級だより」等を通して呼びかける。

<外部相談機関の周知>

- ・校外の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

松本市教育委員会 学校教育課学校支援室	3 3 - 4 3 9 7
松本市こども育成課 (青少年相談)	3 4 - 3 1 8 3
松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」	0 1 2 0 - 2 0 0 - 1 9 5
学校生活相談センター	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
子ども支援センター	0 8 0 0 - 8 0 0 - 8 0 3 5
中信教育事務所 (電話教育相談)	0 2 6 3 - 4 7 - 7 8 3 0
長野県総合教育センター (電話教育相談)	0 2 6 3 - 5 3 - 8 8 1 1

(3)いじめが見つかったときの対応 (別紙2 いじめ対応マニュアル参照)

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰か(担任、学年主任、教頭、生徒指導主任ほか)に相談し、速やかに「いじめ不登校対策委員会」に報告する。
- ・いじめを目撃したら、まずその場で阻止する。暴力を伴う時は、すぐに他の教職員に連絡する。教師が暴力行為などを阻止している場合、他の教職員への連絡は児童に頼む場合もある。
- ・関係職員を含む「いじめ生徒指導等対策委員会」の職員が、分担して速やかに関係児童から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・聴き取りはできるかぎり、同時刻かつ個別に実施する。同時刻にできない場合は、被害児童から加害児童の順に聴き取りを行う。(必要に応じアンケート用紙を活用する。)

②いじめられた児童へ支援

- ・信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携し、寄り添える体制を作るとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。
- ・「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝えたいので気持ちに寄り添った親身な支援をする。
- ・指導が終了してからも、定期的にその後の様子を尋ね、見守っていく。また、交友関係の再構築にも支援する。

③いじめた児童へ

- ・いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返ったり、いじめられた児童の心情を想像したりしながら、心に落ちるような指導を行う。
- ・不満やストレス、背景を理解しつつ、その発散の仕方を考えさせる。
- ・いじめた児童の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。

④いじめを見ていた児童へ

- ・いじめを見ていた、知っていた児童には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。

- ・ はやし立てたり、同調したりしていた児童には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 集団全体が「いじめを絶対になくしていこう」という態度を養い、人権感覚が高まるよう指導していく。

⑤保護者との連携

- ・ いじめが発見された場合は、状況を把握し、速やかに複数の教員で関係児童の家庭訪問をする。調査結果、事実の報告をする。学校との連絡方法について確認し、再発防止のために協力を求める。

(4) ネット上のいじめへの対応

児童の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。

- ・ 未然防止の観点から児童に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。
- ・ 児童間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

(5) 関係機関と連携した取組

＜松本市教育委員会との連携＞

- ・ 関係児童への支援、指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

＜警察との連携＞

- ・ 生命や心身または財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪などの違法行為がある場合

＜福祉関係との連携＞

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（教育事務所への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導、助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握

＜医療機関との連携＞

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導、助言

(6) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた児童生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。（別紙 いじめ対応マニュアル参照）

①重大事態の報告

重大事態が発生した場合は速やかに松本市教育委員会に報告し、「教育委員会の附属機関と校内「いじめ生徒指導等対策委員会」のどちらが調査するか判断を仰ぐ。

＜重大事態とは・・・第28条＞

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※その他児童や保護者から同様の訴えがあった場合は、重大事態とする。

②重大事態への対応

ア いじめ生徒指導等対策委員会の招集

- ・速やかに「いじめ生徒指導等対策委員会」を立ち上げ、事案の概要と今後の計画について教職員の共通理解を図る。
- ・関係機関（消防・警察等）や専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）への緊急連絡と支援の要請を行う。

イ 事実関係を明確にするための調査（第28条）

- ・調査にあたっては、いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。
 - いじめられた児童からの聞き取りが可能ならば、当該児童および関係職員、児童から聞き取りや質問紙調査を行う。当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、情報を提供してくれた児童の安全を最優先にする。
 - いじめられた児童からの聞き取りが不可能ならば、保護者の要望や意見を十分に聴いたうえで、関係職員と児童から聞き取りや質問紙調査を行う。
 - 調査結果については、いじめられた児童及び保護者に提供を行う。また、松本市教育委員会に結果の報告を行う。

ウ いじめた児童への指導・助言

- ・「2（3）いじめが見つかったときの対応」に準ずる。
- ・いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導していく。

エ いじめられた児童への支援

- ・「2（3）いじめが見つかったときの対応」に準ずる。
- ・いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラーなどの相談体制、学校全体の見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携など、当該児童の支援体制をとる。
- ・周りの児童による支援体制や人間関係づくりの支援など、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

(7)「いじめ生徒指導等対策委員会」、いじめ未然防止・早期発見の取組の年間計画

※丸数字は、「いじめ不登校対策委員会マニュアル」の資料番号に対応

学期	月		「いじめ生徒指導等対策委員会」	いじめ未然防止・早期発見の取組・保護者地域との連携
一学期	4月	P D ↓	○係案発表の中で「学校いじめ基本方針」の内容の確認（準備職員会）	◇学年・学級開き…いじめのない学校・学級づくりの意識付け
	5月		◆いじめアンケートの実施	◇学級経営案の作成（学年・学級の取組計画） ◇わくわく応援団運営委員会
	6月			◇運動会・一人ひとりの頑張りを認め合う活動 ◇参観日
	7月		◆いじめアンケートの実施 ・教職員研修（児童理解）	◇学校サポート懇談会 ◇美ヶ原キャンプ（5年）
二学期	8月	C ↓	・教職員研修（情報モラル等）	
	9月		◆いじめアンケートの実施 ⑤学級経営案の取組の点検・見直し ※前期の取組を主観的に評価	◇社会見学 修学旅行（6年）
	10月		・教職員研修（学校教育相談等）	◇個別懇談会 ◇メディアリテラシー講座
	11月		◆いじめアンケートの実施 ⑥学校評価アンケートによる点検 （児童・保護者・教職員）	◇なかよし月間 ◇学校評価児童アンケート実施 ◇音楽会 ◇わくわく応援団運営委員会 ◇参観日
	12月		⑦学校評価アンケートの結果集計	
三学期	1月	A ・ P ↓	⑧各アンケート結果から、「学校いじめ基本方針」の見直し ◆いじめアンケートの実施	◎学級懇談会での話題提供 ◇スキー教室
	2月		⑨第2回全体委員会開催 （学校評議員会に合わせて） ⑩校務分掌反省…新年度目標の決定	◇参観日 ◇わくわく応援団運営委員会
	3月		◆いじめアンケートの実施 ・新年度運営計画の印刷	◎進級・卒業に向けて ◆ありがとう集会 ◎1年間のまとめ…新しい学年への期待感の醸成 ◆過去のいじめ事案の確実な引き継ぎ ◇学校だより発行
	通年	↓	・校内のいじめに関する情報の収集	◎清掃・給食など互いのよさを認める活動の工夫 ◎学級活動で話し合い活動などの充実 ◎個に応じたわかる授業の展開 ◎健康観察、心の健康観察

清水小いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団	
☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする ☐ 教師の目を避けるようなグループがある ☐ 教師に見えないように手紙を回したり、目配せをしたりするような雰囲気がある	☐ 班にすると机と机の間に隙間がある ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る ☐ 教師がいないと掃除がきちんとできない
いじめられている子	
☆日常の行動・表情の様子 ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている ☐ わざとらしくはしゃいでいる ☐ 早退や一人で下校することが増える ☐ 遅刻・欠席が多くなる ☐ 急に言葉数が少なくなる ☐ 顔色が悪く、元気がない ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる ☐ 言葉づかいに変化が見られる ☐ 物事に投げやりになる	
☆授業中・休み時間 ☐ 発言すると友だちから冷やかされる ☐ 教師がほめると冷やかされる ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が多くなる ☐ 授業に集中できない ☐ 一人でいることが多い(あるいは急に一人になる) ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる ☐ 急に遊び仲間や遊び方が変わる ☐ 教師の近くにいたがる	
☆給食時 ☐ 好きなものを他の子どもにあげる ☐ 食べ物にいたずらをされる ☐ 笑顔がなく黙って食べている ☐ 他の子どもの机から少し離れている ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする	
☆清掃時 ☐ みんなの嫌がる仕事をしている ☐ 一人で離れて掃除をしている	
☆その他 ☐ 行事に取り組む表情が曇っている ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる ☐ プリント配布の際いつも最後に配られる	
いじめている子	
☐ 多くのストレスを抱えている ☐ あからさまに教師の機嫌をとる ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ	☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている ☐ 教師によって態度を変える ☐ グループで行動し、ほかの子どもに指示を出す

参考：2014年6月実施 清水小学校職員アンケート

長野県教育委員会「子どもの様子チェックシート」2006

兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」2012

いじめ対応マニュアル(いじめ対応の組織的な流れ)

松本市立清水小学校
令和7年8月改定